

ご喪家の皆様へ

副葬品にご注意ください！

ご遺骨の損傷、火葬炉設備破損などの原因となる副葬品は、**柩の中へお納めにならないよう**ご協力をお願いいたします。
以下に例示しますので、必ずご一読ください。

火葬炉設備破損の原因となるもの

- (例) 爆発物(缶飲料、スプレー缶、ライター、電池等)
- ガラス製品(ビン、鏡、食器、めがね等)
- 金属製品(携帯電話、CD・MDプレイヤー、仏像等)、
- カーボン製品(杖、釣竿、ゴルフクラブ、ラケット、竹刀等)
- 保冷剤、その他危険物

大気汚染(ダイオキシン・ばい煙・有毒ガス・悪臭)の発生源となるもの

- (例) ビニール製品(ハンドバック、靴、玩具等)
- 化学合成繊維製品(衣類、寝具、敷物等)
- 発泡スチロール製品(枕、緩衝材、パッキング等)
- プラスチック製品
- その他のもので発生源となるもの(CD、ゴルフボール等)

不完全燃焼の原因となるもの

- (例) 果物(スイカ、メロンなど大きな果物類)
- 書籍(辞書、アルバムなど厚みのある書籍類、多量の紙を使用したもの)
- 大型繊維製品(衣類の納めすぎ、大きなぬいぐるみ等)

ドライアイスは最小限にお願いします。

その他、ご注意いただきたいこと

指輪等の貴金属についても、消失に伴う誤解の発生原因ともなりますので、柩の中には入れないでください。

ペースメーカー等体内装置医療品は、炉内で爆発しご遺体を損傷するおそれがありますので、必ず事前にお申し出下さい。体内装置医療品をお持ち帰りになる場合は、焼骨確認時に係の者にお申し出ください。お申し出なき場合は、残灰として処分させていただきます。

上記に掲げた注意義務を怠り、火葬炉や付帯設備が破損した場合、臨海部広域斎場組合臨海斎場条例第14条に基づき、損害賠償の問題が発生する場合がありますので、十分留意してください。